

全戸配布

平成28年12月22日

会員各位

みずき野町内会
会長 佐々木 保昌

新たな町内会員登録（入会）のお願い

拝啓 町内会の皆様にはますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

平素は町内会活動に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、みずき野町内会は平成21年に認可地縁団体に登録され今日に至っておりますが、12月10日回覧の運営委員会報告でお知らせしました通り、ここへきて認可地縁団体としての要件に一部合致しない点が明らかになりました。

認可地縁団体とは一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体で、区域に住むことのみを構成員の資格としています。地縁による団体は市町村長の認可により法人格が得られることになり不動産等を団体名義で保有し登記等が出来るようになります。

地方自治法には認可地縁団体の構成員である「会員」について、「その区域に住居を有するすべての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となっていること」とあります。また守谷市からの手引書には「会員は世帯単位ではなく個人であること」、「地域住民の相当数（市の見解では過半数以上）が会員となっていること」と規定されています。前者はすでに現会則に反映されていますが、後者の会員数は、現実には各世帯に1名の会員登録（殆どが世帯主）であり住民の過半数には足りない状況です。

（住民数約5200名、過半数約2600名、現状での会員数1927名で700名の不足）
認可地縁団体の登録を維持するためには会員数を速やかに増やす必要があり、このたび会員各位にはご家族の入会をお願いする次第です。

つきましてはお手数をおかけしますが、裏面の「みずき野町内会入会申込書」に住所とともに新たにご入会いただける方のご氏名を記入いただき、来たる1月20日までに封筒に入れて最寄りの班長さん、又はみずき野集会所（ポスト投函可）までご提出いただきますようご協力のほどお願い申し上げます。

（世帯当たりの会員数が増えても町内会費は従来通り世帯単位ですのでご負担額には影響はありません）

なお、会員には年齢・性別・国籍などの制限はなく、みずき野に住居があれば誰でも入会できますが、総会の際には出欠、委任状などについて全ての会員の意思確認を行うこととなりますので、お手数を考えれば成人の方に、少なくとも現会員の配偶者の方には漏れなくご加入いただきますようお願い申し上げます。

敬具

